

税務行政におけるデジタル化と納税環境 (上)

酒 井 克 彦

The Digitization in the National Tax Agency and the Tax Payment Environment No.1

Katsuhiko SAKAI

At the present when a digital information-oriented society comes, what kind of response does the National Tax Agency give?

An electronic tax filing and the electronic tax payment are discussed, but do not remain in it recently.

This article examines an action of the tax payment environment maintenance by the digitization in the National Tax Agency. And it also performs the evaluation for the action of the tax payment environment maintenance by the digitization of the National Tax Agency next.

Key Words : デジタルファースト法, 電子申告・納税, e-tax, KSK システム, 納税環境整備, 行政コスト削減, 日本再興戦略, 税務行政の将来像, IT 化, デジタル化, ワンスオンリー, ワンストップ

はじめに

令和元年5月24日、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「デジタルファースト法」という。)が国会を通過した。この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするものである(同法1)。

これにより、行政の様々な執行のデジタル化が進み、その影響は税務行政にも及ぶと推察される。同法施行後は、租税実務の省力化が進展すると思われる。

他方、国税庁や総務省は、電子申告や電子納税の環境整備を進めてきており、新たに公表された確定申告状況等によると、所得税・法人税を問わず、電子申告件数が大幅に伸び

ている。また、電子納税についてもその利用が周知されてきており、更なる利用者の増加が見込まれる。

加えて、令和元年11月29日には、政府が推進する Society 5.0 の実現に向け、社会全体でのデータ連携・共有の基盤整備のための DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が国会にて可決成立されている。

税制に関してみると、平成30年度税制改正において所得税法が改正され、青色申告特別控除額が65万円から55万円へ減額されたものの、電子申告利用者については、同特別控除額に10万円の加算が法定化されるなどしており、電子申告に対する納税者のインセンティブが具体的に示されている。また、同年度改正により大法人に係る法人税の電子申告の義務化が設けられており、令和2年4月以後に開始する事業年度から適用され、それ以降の紙による申告は「無申告」扱いとなることとなった。この改正の実務へのインパクトは相当なものであると想像されるが、今後、電子申告義務化の流れは中小法人へと及ぶことになろう。

そして、令和元年度税制改正では、確定申告書に源泉徴収票等の添付も省略されることになったことから、一挙に電子申告は進展すると予想される。

納税環境のデジタル化推進の文脈では電子帳簿保存法の改正も注目される。令和元年度税制改正において、電子帳簿保存申請に対して民間委託による審査体制が設けられることとなり、公益社団法人電子文書マネジメント協会（JIIMA）がこれに当たるなど、電子データ保存の環境整備も進んでいる。電子文書の保存に関しては、既に電子帳簿保存法のほか、スキャナ保存に係る法制化なども整い、いよいよその環境整備は一定の完成を見せているといっても過言ではなかろう。AI や ICT 化、フィンテックの進展を無視しては、今後の税務を語ることはできまい。

本稿では、近時のデジタル情報化社会の中における国税当局の取組みを確認した上で、その意義や課題について検討を加えることとしたい。

I 政府の取組み〔概観〕

1 日本再興戦略 2016

国税当局におけるデジタル情報化社会への対応を検討する前に、近時の IT 化における政府の取組みについて簡単に概観するところから始めたい。

「日本再興戦略 2016—第4次産業革命に向けて—」（平成28年6月2日閣議決定）は、「生産性革命を実現する規制・制度改革」として、行政手続の簡素化や IT 化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入を謳っている。先行的な取組みと上記取組みの実施

状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組みを推進するというわけである。

そこでは、「我が国を『世界で一番企業が活動しやすい国』とすることを目指し、『GDP 600 兆円経済』の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。」とし、「本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する」とするのである。

2 規制改革推進会議

規制改革推進会議行政手続部会が平成 29 年 3 月 29 日にまとめた「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」は、対日直接投資推進会議や未来投資会議における IT 化による行政コスト削減問題についての議論を参照している。

既に、対日直接投資推進会議（規制・行政手続見直しワーキング・グループ）では、平成 28 年 12 月 22 日の第 4 回会合において、法人設立・登記関係、在留資格関係、行政手続のワンストップ化、外国での情報発信、輸入関係等の項目について、「緊急報告」が取りまとめられた。そして、平成 29 年 4 月 24 日には、「とりまとめ」を発表している¹⁾。

また、未来投資会議（構造改革徹底推進会合）においては、外国企業の日本への投資活動に関する分野以外について検討が行われ、平成 28 年 12 月 12 日に、「スマート保安」、「世界最先端の化学物質開発力の実現」、「i-Construction—建設現場の生産性革命」、「ベンチャー支援プラットフォーム」の 4 分野が先行的取組みとして選定され、平成 29 年 1 月 27 日の未来投資会議において報告されている。

1) 「とりまとめ」は、「行政手続のワンストップ化（東京開業ワンストップセンター）」における取組みに関して、「国家戦略特区においては、平成 27 年 4 月に東京開業ワンストップセンターが開設され、公証人による定款認証、商業登記、税務（国税・都税）、年金・社会保険、在留資格認定証明書等の法人設立に係る手続を集約化するための各ブースが置かれているが、国税・商業登記に関する申請を受け付けていないなど、取扱業務が限定されているため、利便性をさらに向上させるべき」との課題が示され、同センターにおいて、平成 28 年 12 月 22 日より、「登記、税務、年金等の 6 事務について電子申請を行うことができるように申請用パソコンや IC カードリーダーライタ等の環境を整備するとともに、電子申請をサポートする体制を整備した。」と報告している。

3 各国の取組み

上記「行政手続部会取りまとめ」では、諸外国における行政経費の削減の取組みを参考にする旨議論されているが、これまでの注目すべき諸外国の取組みはおおむね次のように理解されている。

例えば、2000年代、多くの国（英国、デンマーク、ドイツ、フランス、カナダ）では、政府全体で「行政手続コスト」に対する一定の削減率（25%等）を目標に定め、その実現に向けて「標準的費用モデル（SCM：Standard Cost Model）」²⁾を用いて行政手続コスト（規制等を遵守するために事業者において発生する事業者の事務作業負担）を数値化し、一定の期間をかけて、その削減に取り組んだ³⁾。また、米国では、規制に基づく情報提供義務を遵守するための事業者等の負担は、「書類作成負担（Paperwork Burden）」と

図表 1

	削減対象	標準的費用モデル(SCM)使用	期間	目標	達成状況
英国	行政手続コスト 〔「金銭」で把握〕	○	2005年～2010年	25%削減 ※各省一律。ただし歳入庁は10%、内閣府は35%、 国家統計局は19%。	26.6%削減 (35億ポンド(約4,550億円))
デンマーク	行政手続コスト 〔「金銭」で把握〕	○	2001年～2010年	25%削減	24.6%削減
ドイツ	行政手続コスト 〔「金銭」で把握〕	○	2006年～2011年	25%削減	22.5%削減 (110億ユーロ(約1兆2,600億円)) ※2012年に25%削減達成
フランス	行政手続コスト 〔「金銭」で把握〕	○	2007年～2011年	25%削減	(不明)
カナダ	中小企業向け行政手続・情報提供義務の「数」	—	2007年～2008年	20%削減	達成せず ※2009年に目標達成
米国	書類作成負担 (基本的に「時間」で把握)	—	1981～2001年度 (断続的に目標設定) (注)2002年度以降は目標設定せず	1981年 15%削減 1982年 15%削減 1983年 10%削減 1986年 5%削減 1987年 5%削減 1988年 5%削減 1989年 5%削減 1996年 10%削減 1997年 10%削減 1998年 5%削減 1999年 5%削減 2000年 5%削減 2001年 5%削減	4.0%削減 12.8%削減 8.4%削減 3.11%削減 1.73%削減 3.51%削減 0.75%削減 0.77%削減 1.83%削減 0.96%増加 2.6%増加 2.5%増加 1.1%増加 1981年～ 1982年のみ達成

出所) 平成29年3月29日付け規制改革推進会議行政手続部会「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」より

- 2) 「標準的費用モデル（SCM）」とは、行政手続コストを算出するために、事業者に情報提供義務が課された行政手続を洗い出し、事業者に対するヒアリングやアンケート等を通じて、当該手続に要するコストを金銭換算する手法である。
- 3) 規制改革推進会議行政手続部会「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(2017)3頁。

図表 2

		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
英国	(ストック)						行政手続コスト25%削減											規制コスト100億ポンド削減 (Cutting Red Tape Review)				
	(ベースライン測定)																					
	(フロー)				SCMベースライン測定(12か月)							One-in/One-out ⇒One-in/Two-out			規制コスト100億ポンド削減 (One-in/Three-out)							
デンマーク	(ストック)	行政手続コスト25%削減											30億DKK削減									
	(ベースライン測定)				SCMベースライン測定(20か月)																	
ドイツ	(ストック)						行政手続コスト25%削減															
	(ベースライン測定)																					
	(フロー)				SCMベースライン測定(27か月)								One-in/One-out									
フランス	(ストック)																					
	(フロー)																					
カナダ	(ストック)																					
	(ベースライン測定)																					
	(フロー)				情報提供義務数・手続数の測定(6か月)							One-for-One										
米国	(ストック)	書類作成負担を軽減																				
	(フロー)																					

注) ■ 既存のコストの削減に注力(ストック対応) // 現状維持等に注力(フロー対応) ■ SCMベースライン測定
出所) 平成 29 年 3 月 29 日付け規制改革推進会議行政手続部会「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」より

呼ばれ、「回答者 1 人当たりの情報提供時間×回答者数×年間の回答頻度」という単純な計算で、「金銭」ではなく「時間」で把握し、その削減に取り組んできた⁴⁾。

2010 年代に入ると、欧米諸国での取組みは多様化している。例えば、ドイツ、カナダ、英国、米国では、いったん削減した既存の行政手続コストをこれ以上増やさないための基準（「One-in/One-out」）等を設定する取組みが見られた⁵⁾。

4 行政手続簡素化の 3 原則

前述の「行政手続部会取りまとめ」では、調査審議を踏まえ、注目すべきポイントとして、次の 3 原則が取りまとめられている⁶⁾。

行政手続簡素化の 3 原則

(原則 1) 行政手続の電子化の徹底 (デジタルファースト原則)
・電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。

- 4) 前掲注 3), 4 頁。
5) 前掲注 3), 4 頁。
6) ここにいう行政手続簡素化の 3 原則は、次のようなヒアリング結果の検討から導出されたものようである。
① 手続のオンライン化が全部又は一部されていない、オンライン化されているが使いにくい。

(原則 2) 同じ情報は一度だけの原則 (ワンスオンリー原則)

・事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。

(原則 3) 書式・様式の統一

・同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

II 国税庁の取組み〔概観〕

1 国税庁のこれまでの取組み⁷⁾

税務行政における電子化については、事務の効率化・高度化を進めるため、昭和 41 年に東京国税局に ADP センターが開設された。コンピュータによる事務処理はここから始まったといえよう。その後、昭和 59 年からは、地方の国税局管内（東京、大阪、名古屋国税局を除く 9 国税局）の 120 税務署を対象とした総合オンラインシステムの導入を開始し、昭和 62 年度に 298 署への導入を完了している。平成 7 年からは KSK（国税総合管理）システムの試行的な導入を 2 署において開始し、平成 13 年には全国全ての国税局・税務署で活用している。

平成 27 年にマイナンバーと法人番号が導入され、平成 28 年からは申告書や法定調書などの税務関係書類への記載が開始されており、国税庁ではこれらの番号を用いることにより、法定調書の名寄せや保有する資料情報と申告書との突合を効率的かつ正確に行うことで、より適正・公平な課税・徴収の実現を図ることとしている。また、地方税当局との間で、システムにより所得税申告等データの送受信を開始するなど、事務の効率化に向けて、国税・地方税当局間の連携の強化が進んでいる。

電子申告の前身として、平成 14 年に国税庁は、ホームページ上で申告書や決算書等を作成できる「確定申告書等作成コーナー」を導入し、システム化対応を進行させるとともに、平成 16 年には、インターネット経由での電子申告・納税制度として e-Tax（国税電子申告・納税システム）を導入した。その後、税理士等の代理送信における納税者本人の電子署名の省略（平成 19 年）や添付書類の提出方法の拡充（イメージデータ等による提出の受付）（平成 28 年）などが進展し、平成 29 年からは、マイナポータルと e-Tax の一部の機能との認証連携が開始されている。また、e-Tax による電子納税に加え、コンビニ納付、ダイレクト納付、インターネットを利用したクレジットカード納付といった多様な納付手段が順次導入されている⁸⁾。

② 同様の書類を、複数の組織・部署・窓口へ提出しなければならない。

③ 同じ手続について、組織・部署ごとに申請様式等が異なる。

7) 国税庁「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」4 頁（2017）参照。

8) 一方、平成 21 年 7 月からは、納税証明書の発行など税務署内の様々な部署で行っていた窓口

2 平成 29 年 6 月付け「税務行政の将来像」

(1) スマート税務行政

政府の方針に沿うよう、国税当局においてもデジタル情報化社会への対応を検討している。

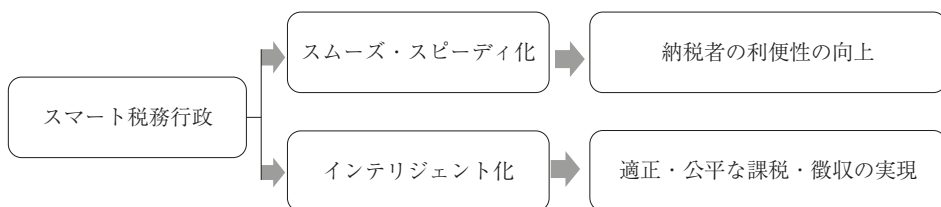
国税庁は、平成 29 年 6 月に「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」を発表している（以下「本報告書」ともいう）。これは、AI 技術の進展を踏まえた情報システムの高度化等を念頭に置いて、現時点で考えられるおおむね 10 年後のイメージを示したものである。そこでは、「スマート税務行政」が指向されているが、これは、「スムーズ・スピーディ」と「インテリジェント」という 2 本柱で構想されている。

具体的には、ICT やマイナンバーなどの活用によるデジタル化を推進し、税務相談や申告・納付の手続等を「スムーズ・スピーディ」なものにすることで、「納税者の利便性の向上」を進めるということである。例えば、税務手続のデジタル化を抜本的に進め、納税者が税務署に出向かなくても、申告等の手続が簡便に完了する環境を構築しようとするものである。なお、この「スムーズ・スピーディ」という文脈は、税務行政の効率的な運営にもつながると考えられる。

他方、課税・徴収事務を効率化・高度化するという「インテリジェント」構想も掲げられた。税務署の内部事務や行政指導事務の集中処理などの業務改革を推進することにより、事務運営の最適化を進めていくことを意味する改革である。予算の大幅な増加や人員の増強を期待することができない今日において、限られた現有資源（人的・物的資源）の効率的な配分が求められているところ、このインテリジェント化によって効率的な人材の配分が期待されよう。国際的租税回避への対応、富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応などの重点課題に人的・物的資源を効率的に配分することなくしては、適正・公平な課税・徴収の実現を図ることは難しいといってもよからう。

以下、国税庁が示した将来像の具体的な例示の一部をここに再掲することとしよう。

図表 3



事務につき税務署窓口のワンストップ化を始めている。

(2) スムーズ・スピーディ化

イ カスタマイズ型の情報配信

- マイナポータルや e-Tax のメッセージボックスを通じて、納税者個々のニーズに即してカスタマイズした税情報をタイムリーに配信する。
- ➡ 不動産を売却した者に対する申告の案内や、災害発生時に適用可能な税の減免制度のお知らせなどを、これらの情報が必要と思われる納税者に対し、迅速に提供していく。

ロ 税務相談の自動化

- メールやチャットなどを活用して、税務当局と納税者等との相談チャネルの多様化を図っていく。
- 相談内容を AI が分析することにより、システムが自動的に最適な回答を行う。納税者からの評価を受けることで、税務相談への回答内容がより適切なものになり、相談時間が短縮される。

ハ 申告・納付のデジタル化の推進

- 納税者がマイナポータル等を通じて生命保険料データ等の情報を得ることで、確定申告や年末調整の電子化を進める。
- 各行政機関がマイナンバーを付して管理する情報を、国税当局がバックオフィス連携により入手する。
- ➡ 添付書類の削減など申告手続等の簡素化を進めることが可能になる。
- 国と地方への電子的提出のワンストップ化を推進する。
- ダイレクト納付での複数口座登録を可能とする。来署した納税者が自ら専用端末で国税を納付し、領収証書も発行される自動現金領収システムを導入する。

(3) インテリジェント化

イ 申告内容の自動チェック

- 申告内容を、マイナンバーや法人番号をキーとして、国税当局が保有する資料情報データ等とシステム上でチェックする。
- ➡ 申告漏れの所得・資産の有無や税法の適用誤りの有無等を効率的に把握する。
- ➡ 把握された内容に応じて、納税者への適切な接触方法をシステム上に具体的に提示する。
- ➡ 例えば、所得税では様々な取引等に関する情報と申告内容を、相続税等では財産所有情報等と申告内容をシステム上で自動的にマッチングさせることで、申告漏れを把握する。
- システムの自動チェック機能により把握された申告内容の疑問点を、マイナポータルのお知らせ機能や e-Tax のメッセージボックスを通じて、納税者に自動的に照会する。
- AI を活用し、インターネット上の土地データなどの各種情報の自動収集や土地利用状況の自動分析等を行う。
- ➡ 路線価・倍率・株価等を自動的に評定することにより、評定事務を効率化する。

ロ 軽微な誤りのオフサイト処理

本報告書では、納税者等に手紙・電子メール等による接触を図ることを「オフサイト処理」と呼び、このような処理に電子情報を活用するとしている。

- システムにより軽微な誤り事項等を把握し、電子的手段により、個々の納税者へ自動的に是正の依頼（行政指導）を行う（オフサイト処理）。
- ➡ オフサイト処理により、効率的かつ幅広い接触を図ることが可能となる。
- 申告の是正依頼に対して、納税者から応答がない場合、行政指導を担当するコールセンターから、オペレータが電話等により是正依頼等を実施する。その際、AIによる応答実績の自動作成、過去の接触状況等の分析により、より接触効率の高いコールリストを自動的に作成する。
- ※ 源泉事務集中処理センター、納税コールセンターにおいても同様の処理が可能となる。

ハ 調査・徴収での AI 活用

（イ） 調査関係

- 過去の接触実績や資料情報の体系的なチェックと統計分析手法の活用により、納税者ごとの調査必要度の判定を精緻化する。最適な接触方法や調査項目をシステム上での確に提示するようにする。
- 更正決定通知書等の AI による作成や e-Tax のメッセージボックス等を通じた電子的通知を行う。

（ロ） 滞納整理関係

- ビッグデータ・AI を活用することにより、個々の納税者についての納付能力を判定する。過去の接触や滞納処分状況等から、優先着手事案の選定、最適な接触方法及び滞納整理方針をシステム上で提示できるようにする。
- 滞納者情報と国内・国外の財産情報等を自動的にマッチングするシステム開発を行う。
- ➡ 差押財産等の迅速な把握、国内の滞納整理、租税条約に基づく情報交換や徴収共助の要請に活用する。

（ハ） 公売関係

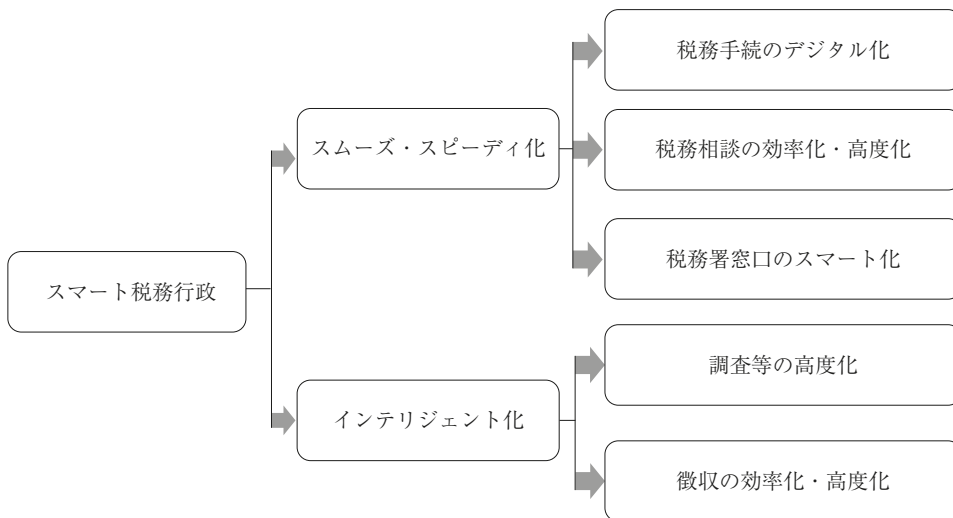
- ICT を活用してインターネット上の取引事例や画像データ等を自動収集し、ビッグデータを活用した判定・分析を AI で行うことにより、迅速かつ精緻な財産評価を行う。
- 公売に当たっては、ICT を活用して、インターネット上の不動産業者等の情報を自動的に収集するなど、入札勧奨を行う候補者を的確に選定する。入札希望者に事前登録してもらい、公売情報を入札勧奨の対象者や入札希望者に自動的に配信して入札参加者を増加させ、高価・有利に売却する。

3 令和元年6月付け「税務行政の将来像」

平成29年に発表された「税務行政の将来像」は、平成30年に更新され、更に令和元年6月に再更新されている。これらに一貫しているのは、「スムーズ・スピーディ」と「インテリジェント」の2本柱である。

前者は、税務手続のデジタル化、税務相談の効率化・高度化、税務署窓口のスマート化に、後者は、調査等と徴収の部面に分けて報告書が構成されている。

図表4



(1) スムーズ・スピーディ化

イ 税務手続のデジタル化

税務手続のデジタル化としては、e-Taxの推進や年末調整手続の電子化が示されている。

前者については、①更なるe-Taxの使い勝手の向上や、②マイナポータルを活用した確定申告手続の電子化が挙げられる。

平成31年1月より、スマートフォンやタブレットから国税庁ホームページの確定申告書の作成システムにアクセスすると、スマートフォンなどに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）が表示され、スマートフォンによる申告が利用可能となっているが、これは、この取組みの一例である。

令和2年1月からは、「スマホ専用画面」が利用可能な手続を順次拡大することとされている（図表5参照）。

また、同月から、マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォンを使用することにより、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信が可能になる。

図表5 スマホ専用画面の利用対象手続等

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得（年末調整（年調）済1か所）	給与所得（年調済1か所、年調未済、2か所以上に対応） 公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄付金控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄付金等特別控除	政党等寄付金等特別控除、災害減免額
その他		予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）

注) 下線部が30年分との変更点
出所) 国税庁ホームページより

「年末調整手続の電子化」としては、ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）が無料提供される予定である（令和2年10月導入予定）。

これにより作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等（異動）申告書、④配偶者控除等申告書であるが、これらの申告書のほか、令和2年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応を予定しているという。

ここでは、従業員が国税庁のホームページから年調ソフトをダウンロードして利用したり、勤務先がダウンロードした同ソフトを従業員に配付したりすることが予定されるが、その上で、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを同ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動入力されることになる。すなわち、年末調整のための控除申告書データがほぼ自動的に作成されるので、従業員はその内容を確認して、そのまま勤務先にオンラインで提出することができるという。

また、マイナポータルを活用した確定申告が可能となることで、確定申告が簡便になる。具体的には、確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討が行われている。なお、法人については、次のように申告データの電子化の円滑な実施が計画されている。

- ① 法人の電子申告の際の認証手続の簡便化（平成30年4月以後の申告から実施済み）
- ② イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化（平成30年4月以後の申請等から実施済み）
- ③ 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化（令和元年5月以後の申告から実施済み）

（注）財務諸表についても、データ処理の円滑化の観点からデータ形式を柔軟化する（令和2年4月以後の申告から実施予定）。

- ④ e-Taxの送信容量の拡大（平成31年1月以後の申告から実施済み）

- ⑤ 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）（令和2年4月以後の申告から実施予定）
 - ⑥ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化（令和2年4月以後の申告から実施予定）
 - ⑦ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除（令和2年3月以後の申告から実施予定）
- ロ 税務相談の効率化・高度化

税務相談については、ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置が計画されている。

また、納税者のニーズへの対応、電話相談事務の効率化等を図るため、土日、夜間等の日時にとらわれない相談チャネルとして、チャットボットの導入が予定されている。

その他、国税庁ホームページの掲載情報の充実も税務相談の効率化に資するであろう。

ハ 税務署窓口のスマート化

納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進として、令和元年10月に全地方団体が電子納税を共同で収納する仕組みを導入予定であることから、これを踏まえ、国と地方団体が協力して利用勧奨することで、納付のキャッシュレス化を推進することとされている。国税庁では、情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進について検討をしているようである。

また、納税証明書の発行の電子化・簡便化も予定されている。

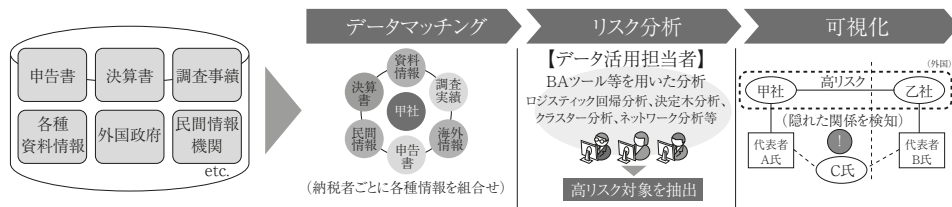
(2) インテリジェント化

イ 調査等の高度化

調査等の高度化としては、大きく分けて、①データマッチング手法の導入と②資料情報の充実及び分析の高度化に分かれる。

図表 6

これまでの申告内容や調査実績、法定・法定外資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール等を用いて、加工・分析を行い有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。調査選定等の事務を効率化・高度化。



出所) 国税庁ホームページより

例えば、情報収集の拡大では、CRS⁹⁾情報の積極的な活用、情報照会手続を活用した的確な情報収集が注目されている。近年の取組みとしては、平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度が整備されており（平成29年1月施行）、国税庁は、平成30年以後、毎年4月末までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに外国の税務当局に対し情報提供を行うとともに、外国の税務当局から、その国の金融機関に日本の居住者が保有する金融口座に関する情報の提供を受けることとしている。

また、情報分析の高度化としては、機械学習技術による調査選定の高度化の検討、大量データのマッチング分析が検討されているようである。

これらの調査手法の高度化は、①複雑困難事案への対応、②国際的租税回避への対応、③富裕層に対する適正課税の確保、④消費税の適正課税の確保、⑤大口・悪質事案への対応・新しい経済取引への対応に資するものとなる。

ロ 徴収の効率化・高度化

調査手法のみならず、徴収の効率化・高度化についても検討がなされている。

4 OECD 報告書

OECDは、納税者サービスについて、2014年に“Increasing Taxpayers' Use of Self-service Channels”を発表し、その後も、納税者サービスに関する報告書を発表している。本稿で概観した国税庁が示す税務行政の将来像は、OECDが示してきている新たな納税者サービス像に接近するものもある。

OECD加盟国の多くは、デジタル情報化社会の到来を受けて、新たな納税者サービスを模索している¹⁰⁾。すなわち、税務行政当局は、電子申告、電子納税、税務相談の自動化電子化による多様なサービスを可能とするものであるが、他方で、電子データによる情報収集、電子化による情報分析、調査選定や滞納処分対象者の選定の自動化など、税務行政効率の向上という側面も有するものである。

この文脈では、納税者サービスが多くのチャネルの提供を受けて、充実するものとなるというだけでなく、納税者と税務行政当局の間にある中間的な専門家の排除という別の意味をも包含していることに注意しなければならないように思われる。

9) CRSとは、経済協力開発機構（OECD）が策定した非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である Common Reporting Standard の略である。

10) カナダ、チリ、ニュージーランド、オーストラリア、スウェーデンにおける新たな取組みについては、酒井克彦「納税者によるセルフサービスと租税行政（1）一歳入当局による納税者サービスの発展」商学論纂 59巻5=6号379頁（2018）参照。

5 「行政手続コスト」削減のための基本計画

財務省では、規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日)を踏まえて策定した行政手続コスト削減のための基本計画(平成29年6月30)を公表している。これは毎年改定している。

令和元年6月28日再改定した同計画によれば、①大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-Tax)の利用率100%、②中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-Tax)の利用率85%以上(将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提とすれば利用率100%)、③電子納税の一層の推進として、(i) e-Taxの申告情報(納付税額等)の自動引継機能の整備(平成29年6月実施済み)、(ii)ダイレクト納付を利用できる預貯金口座の複数登録(平成30年1月実施済み)、(iii)ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充(平成31年1月実施済み)、(iv)ダイレクト納付の一層の利用勧奨(令和元年順次実施)、④ e-Taxの使い勝手の大幅改善として、(i)提出情報等のスリム化、(ii)データ形式の柔軟化、(iii)提出方法の拡充、(iv)提出先の一元化(ワンスオンリー化)、(v)認証手続の簡便化、(vi)マイナポータルの利便性の向上、(vii)その他のe-Taxの利便性向上策、⑤法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等の地方税との情報連携の徹底が謳われている。

6 ICT化対応のためのポスト新設・予算措置

報道によると、国税庁は、令和2年度の予算概算要求において、「税務行政の将来像」の実現化に向けた情報システムの高度化に伴うシステム開発費として100億円超を要求しているようである¹¹⁾。令和元年度までの既存のKSKシステム(国税総合管理システム)から新システムに移行し、8年度に新システムをリリースする予定であるという。一般経費の内容としては、「KSK関係経費」や「ICT化推進経費」を含む「情報化経費」が前年比17.2%増の約511億円とされている。「e-Tax経費」や「AI関係経費」などを含む「納税者利便向上経費」は、前年比9.8%増の約126億円となっている。「AI関係経費」には、納税者がホームページ上でチャットにより質疑応答ができる「チャットボット」の運営経費など1億2,100万円が含まれているようである。

また、機構要求として、ICT化への対応に関し、各国税局の事務管理課から「情報システム課(仮称)」への衣替えを行うとともに、東京国税局に「資料情報課(仮称)」を、東京国税局及び大阪国税局に「情報企画分析官(仮称)」の新設を要求している。また、国税庁にサイバーセキュリティ対策やスマート税務行政を推進するための審議官の設置や、

11) 令和元年9月9日付け税のしるべ参照。

「情報システム管理官」の増設なども要求している。

このように、「税務行政の将来像」の実現に向けた予算や定員・機構要求も進んでいるのである。